

総務・財政部会 資料 大都市制度について

これまでの議論のまとめ

分野		これまでの議論の内容
大都市制度	権限	<ul style="list-style-type: none"> ○県と市の関係は、県の下に市があるという意識のまま来ているのではないか。意識の二重行政が指定都市の発展を阻害しているのではないか。 ○特別自治市は、県内の全体最適に向けた役割分担を分業のシステムで行うことで市民も県民もメリットがあるという伝え方がよいのではないか。 ○法律上残っている指定都市に対する道府県の関与が課題となっているものについて整理が必要。 → <u>20市に関与規定があることで支障があった事例を照会</u> ○法律で道府県事務となっているものでも、住民目線では市が事務を担った方がよいものもあるのではないか。
	税財源	<ul style="list-style-type: none"> ○指定都市の一人あたりの基金残高は一般市に比べても良くない。全体の税の配分がうまくされていないのではないか。 <li style="border: 2px solid red;">○単県補助にも格差がある。根拠のない誤解に基づいた制度は正していく必要があるのではないか。 → <u>20市に指定都市に対する不利益な取扱いについて照会</u> ○「指定都市が豊か」といった幻想が見られる中で、財政の実態・需要の実情の理解が重要。 ○交付税算定について、周辺に波及効果がある事務の経費でも、指定都市は算入率が低く、財政力補正がある。提言の必要があるのではないか。 →「特別交付税の算定に係る提言」を実施（R5.4.21）

指定都市に対する不利益な取扱いについて①

- 指定都市20市に照会を行った結果、15市から「道府県から交付される補助金等において指定都市が他市町村に比べ不利益な取扱いをされている」という回答があった。
- 特に、「ひとり親家庭等医療費助成事業」「小児医療費公費負担制度」「重度障害者医療費助成制度」は複数の指定都市から回答があった。

	回答のあった事業			指定都市に対する扱い例				回答のあった事業			指定都市に対する扱い例		
	対象外	減額	その他	対象外	減額	その他		対象外	減額	その他			
障害者・高齢者支援	重度障害者医療費助成事業	○	○	○	ひとり親家庭等医療費助成事業	○	○	○	産業・観光	情報通信関連企業立地促進奨励金			○
	在日外国人高齢者・障害者等福祉給付金支給事業	○			小児医療費公費負担制度	○	○			市街地再開発事業	○		
	共同生活援助助成事業	○			母子家庭奨学金	○				優良建築物等整備事業	○		
	グループホーム等家賃補助	○			少子化対策市町村交付金	○				地域商業・商店街活動応援事業補助金	○		
	障害児(者)生活サポート事業	○			家庭保育室等運営事業費補助金	○				農業経営基盤強化資金利子補給事業	○		
	居宅改善整備費補助事業	○			保育サービス支援事業補助金	○				県単災害融資利子補給	○		
	生活ホーム事業	○			民間社会福祉施設整備資金借入金助成事業	○				次世代産地整備支援事業	○		
	地域活動支援センター事業	○			民間社会福祉施設整備資金利子補給金	○				農産産地支援事業	○		
	軽・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	○			民間児童福祉施設職員待遇改善事業補助金	○				小規模治山緊急整備事業	○		
	民間介護施設職員待遇改善事業補助金	○			民間社会福祉施設整備資金借入金助成事業	○				農業経営多角化支援事業	○		
	民間社会福祉施設職員設置事業補助金	○			民間児童福祉施設整備資金利子補給金	○			商店街等施設整備事業補助金	○			
	民間社会福祉施設整備資金借入金補助事業	○			保育士配置改善事業	○			商店街機能強化等促進事業	○			
	民間社会福祉施設整備資金借入金補助金・利子補給金	○			保育士処遇改善事業		○		その他	自主防災組織資機材整備支援事業	○		
	老人福祉施設入所者法外援護給付金助成事業	○			認可外保育施設入所児童処遇向上事業	○				防犯環境整備推進補助金	○		
	社会福祉施設整備資金利子補給事業	○			産休等代替職員費補助事業	○				市町村防犯カメラ等設置事業補助金	○		
	社会福祉施設整備助成事業	○			第3子以降保育料無償化事業費補助金		○			災害援護資金貸付償還金利子補給	○		
	強度行動障害者市単加算事業	○			中学校配置相談員助成事業助成金	○				住宅・建築物の耐震化サポート事業	○		
	高齢重度障害者介護支援加算事業	○			特別支援学校費補助金		○			沿道建築物耐震化事業	○		
	民間福祉作業所等運営費助成事業・精神障害者共同作業所運営事業補助	○			文化財保存事業補助金	○				がけ地近接等危険住宅移転事業	○		
	心身障害者福祉手当支給事業	○			「トライやる・ウィーク」推進事業交付金		○			市町村水道総合対策事業	○		
高齢者・障害者向け安心住まい整備補助事業	○			浄化槽設置整備事業補助金	○			地域防災力向上総合支援補助金		○			
重症心身障害児・者短期入所事業費補助金	○			公衆浴場業経営安定化補助金	○			灯油購入費助成事業		○			
老人クラブ育成援助		○		公衆浴場設備改善補助金	○								
高齢者等在宅生活支援事業	○			風しん予防接種助成事業補助金	○								
				むし歯予防対策事業補助金	○								

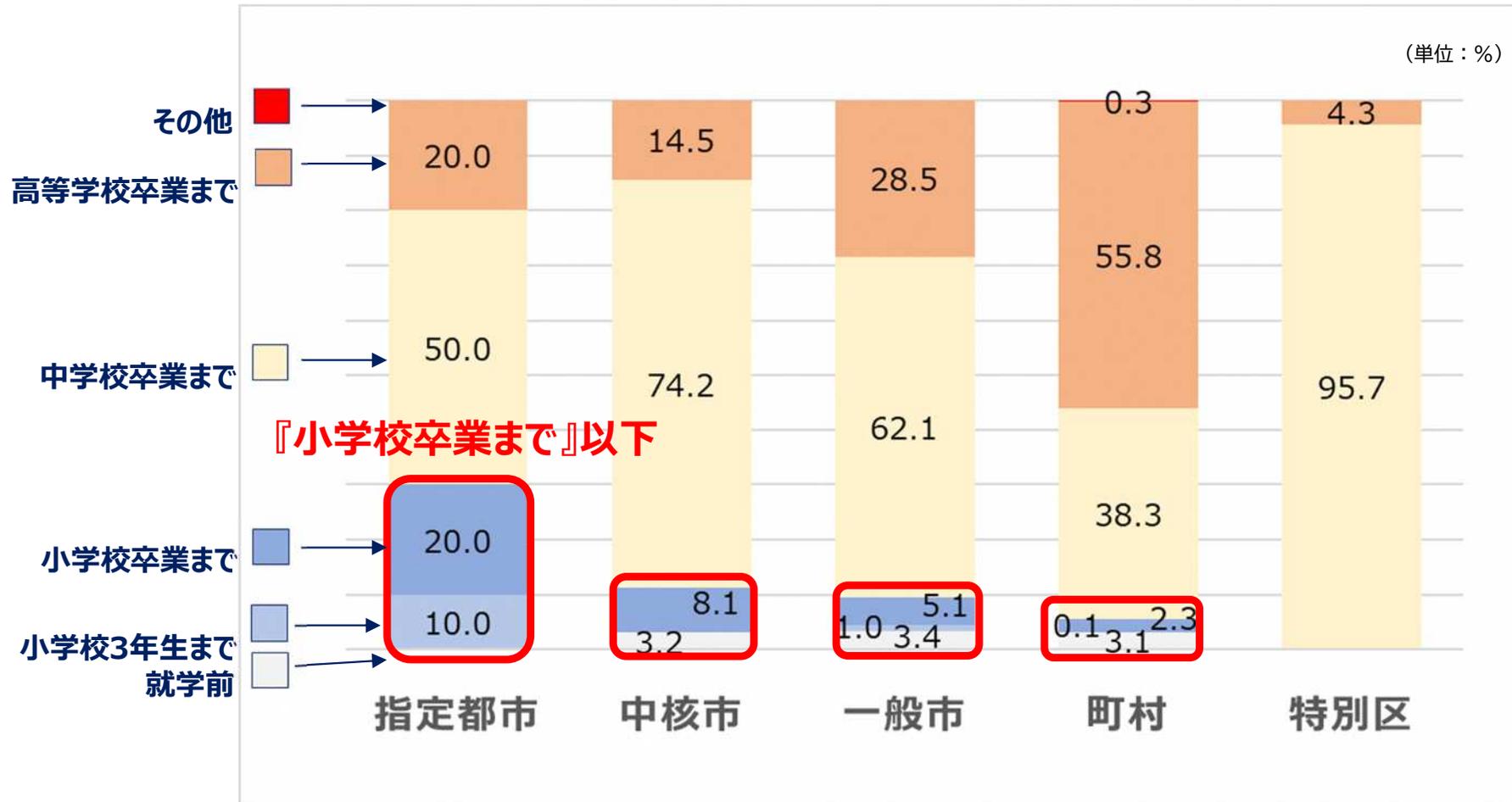
※指定都市に対する扱い例「その他」は、指定都市のみ別途協議とするもの及び交付要件に差を設けているもの。

※第3回総務・財政部会資料より

指定都市に対する不利益な取扱いについて②

- 乳幼児等医療費助成の対象を比較すると、指定都市では『小学生卒業まで』以下が3割あるが、中核市・一般市では1割、町村では0.5割、特別区は該当なしとなっている。
- 道府県から交付される補助金等の不利益な取扱いが、指定都市が十分にサービスを提供できていない一つの要因となっているのではないか。

乳幼児等医療費に対する助成制度（通院）



出典：厚生労働省子ども家庭局母子保健課「令和2年度「乳幼児等に係る医療費の援助についての調査」（令和3年9月7日）より作成

指定都市に対する不利益な取扱いについて③

※令和4年11月9日 第3回総務・財政部会 辻教授作成資料より(赤下線は岡山市が追記)

特別自治市の創設と日本の地方自治制度

①見逃してきた積年のムダや不公正を、もう許さない

「指定都市は豊かだから」と、見逃してきた積年の「不公平」や「ムダ」を是正しなければならない。とりわけ、デフォルトとして都道府県を經由して行政資源を裁量的に再配分することには、人口規模の大きい指定都市にとって弊害が大きい。道府県は基礎自治体ではなく、人口不均衡が著しいからである。

②誤解を招きやすいプラットフォーム改革を先送りしない

「アプリ改革」に比べて「プラットフォーム改革」は誤解を招きやすい。特別自治市の創設も、道府県相当を増やしてさらに行政経費を増やすものとみられることがある。しかし、市域内の道府県と指定都市が一元化することで大きな行革効果を期待できる。しかも、現行市域の変更を伴わないので、住民にとって市区町村合併や都構想のような抵抗感がない。実効性の高い改革である。

③大都市から日本の自治をスマートに変革。効果は広く全国に

特別自治市の創設は、他の市町村を犠牲にして指定都市に人口や税財源を集中させるものではなく、市町村間の資源配分に関しては中立である。現場で住民サービスを担う特別自治市が、道府県を介さずに迅速に国に働きかけて実現する改革効果は、全国で広く享受できる。

73

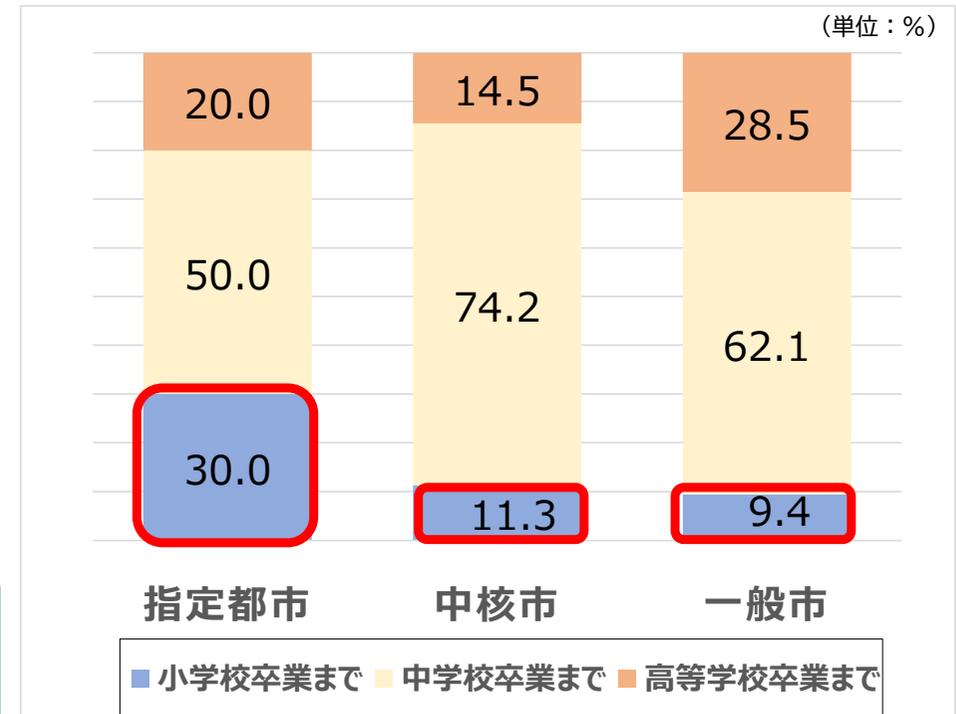
指定都市に対する不利益な取扱いについて（まとめ）

➤ 道府県から交付される補助金等において、指定都市が他市町村に比べて減額や対象外とされるなど、不利益な取扱いをされている

➤ 道府県からの不利益な取扱いは、乳幼児等医療費助成などにおける市民サービスの較差を生む一つの要因になっているのではないか

➤ 道府県の裁量的な財源の再配分は、指定都市にとっては大きな弊害

乳幼児等医療費に対する助成制度（通院）



出典：厚生労働省子ども家庭局母子保健課「令和2年度「乳幼児等に係る医療費の援助についての調査」（令和3年9月7日）より作成

このような状況を是正していくとともに、特別市制度の実現などにより、権限と財源を一致させていくことが必要